



2時間後に電話が止まる！？



2時間後に電話が使えなくなります。



総務省や通信会社から、電話の停止について自動音声ガイダンスやSMSで連絡することは絶対にありません。

📞 「電話が使えなくなる」 → ウソ！

📞 自動音声の電話 → すぐに切る！

📞 個人情報 → 絶対に伝えない！

トラブルの相談は早めに消費者センター(TEL728-2121)または消費者ホットライン(TEL188)へ

【相談件数が急増した商品・役務】

●化粧クリーム（8月:9件 ➡ 9月:16件）

相 談

スマートフォンで「化粧クリーム500円」の広告を見つけ、定期購入の記載がないことを確認し、1回限りの購入としてコンビニ後払いで注文した。しかし、1回目の商品未受領のまま、すぐに9,000円の2回目セット品が届き、納品書で定期購入だったことが判明。販売会社に電話したがつながらず、メッセージアプリでの解約連絡にも返信がない。別の代金請求会社からは支払催促メールが届いている。2回目に届いた商品を返送し、代金の支払をせずに済ませるためにはどうしたらよいか。

助 言

無料メッセージアプリにて、広告にも注文内容確認画面にも定期購入であることが表示されていなかったもので、1回限りの購入であると思ったこと、そのため2回目以降の代金については支払う意思はないことを伝え、既に届いている2回目商品の引き取りを申し出るようアドバイスしました。また、今後通販サイトを利用する際には、広告内容や申込内容確認画面をスクリーンショットなどで保存するようアドバイスし、引き続き、状況に応じたアドバイスをできることをお伝えしました。



しつこい訪問販売に
困っていませんか？



訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課（Tel211-2245）までご連絡ください。